

常設型サロン（週1回以上）開設支援助成事業実施要項

1 目的

地域において住民が主体となって自主的に運営する常設型サロンを設置するための経費の一部を助成し、地域で生活している方々がふれあいを通し仲間づくりの輪を広げること、また、生きがいつくりや社会参加を促進する「地域のつどいの場」づくりを通じて地域福祉活動の推進を図ることを目的として実施します。

2 事業主体

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）

3 常設型サロンの定義

常設型サロンとは、原則として週1回以上開催し、1回当たり2時間以上行うサロンとします。

4 対象事業及び対象条件

対象事業等は、次の要件をすべて満たしている事業とします。

- (1) 自主的かつ安全にサロン（居場所）の運営を行うこと
- (2) 営利・宗教・政治活動を目的としたものではないこと
- (3) 原則として交付決定日から起算して3年以上継続して同一場所で活動を行う意思を有すること
- (4) 活動報告書を3年間提出すること
- (5) サロンの近隣に居住する高齢者を対象とした活動を行うこと
- (6) 1回あたりの参加人数に、高齢者が5名以上含まれていること
- (7) 原則としてサロンの継続実施につなげるため、一定の参加者会費等を集めて運営すること
- (8) 申請にあたっては市社協地域支え合い推進員及び地域福祉課、各総合福祉センター地域福祉係と協議しながら進めること

5 助成金額

区分	対象サロン	上限金額	助成金利用目的	
			施設改修費	消耗器具備品費
新規設置型	新規で立ち上げるサロン	1サロン 20万円以内	上限金額を全て 充当できる	上限金額の内 1つの品物に 充当できるの は5万円まで
移行型	現在、サロンを開催しており、今後、週1回以上開催する予定のサロン	1サロン 10万円以内		
支援型	現在、週1回以上開催しているサロン	1サロン 5万円以内		

(1) 選考において、申請金額を減額して交付決定を行う場合があります。

(2) 本助成事業の交付は、1サロンあたり1回限りとします。

6 対象経費

常設型サロンを設置するために必要な施設改修や消耗品、備品購入の費用とします。

種類	内容
施設改修費 (バリアフリー化)	入口等の段差解消のためのスロープ設置、廊下等における手すりの設置、トイレの改修等の簡易なバリアフリー化改修費用（地区公民館等の行政施設は除く）
消耗器具備品費	1 介護予防に役立つ用具の購入に要する経費（用具を持っていない場合は必須）
	2 その他、常設型サロンの運営に必要な備品（電気ポット、机、椅子等）で利用者の交流に供する必要最低限度な備品の購入費用

7 開設期間

8月1日～11月末日

8 申請期間

5月1日～6月末日

9 申請方法

本助成事業を受けようとするもの（地区社協会長及びサロン代表者）は、開設支援助成金申請書及び必要書類を添えて市社協会長に提出してください。

(1) 申請書

(2) 必要書類

・本助成事業で行う改修内容の図面及び設置前の写真・見積書又は、消耗器具備品を購入する場合は、そのカタログ・見積書

応募先	所在地
地域福祉課	鳥取市富安二丁目 104-2 TEL(0857)24-3180 FAX(0857)24-3215
国府町総合福祉センター	鳥取市国府町糸谷 15-1 TEL(0857)22-1880 FAX(0857)22-1889
福部町総合福祉センター	鳥取市福部町海士 1013-1 TEL(0857)75-2337 FAX(0857)74-6810
河原町総合福祉センター	鳥取市河原町渡一木 277-1 TEL(0858)76-3125 FAX(0858)85-0103
用瀬町総合福祉センター	鳥取市用瀬町別府 96-2 TEL(0858)87-2302 FAX(0858)87-2369
佐治町総合福祉センター	鳥取市佐治町加瀬木 2171-2 TEL(0858)89-1022 FAX(0858)89-1045
気高町総合福祉センター	鳥取市気高町浜村 8-8 TEL(0857)82-2727 FAX(0857)82-3171
鹿野町総合福祉センター	鳥取市鹿野町今市 651-1 TEL(0857)84-3113 FAX(0857)84-2453
青谷町総合福祉センター	鳥取市青谷町露谷 53-5 TEL(0857)85-0220 FAX(0857)85-0079

10 選考方法

新規設置型、移行型については市社協が設置する選考委員会において、書類と面接による審査を行います。

支援型については市社協において、書類による審査を行います。

11 選考結果

選考結果は、7月下旬頃に書面で通知します。

交付決定した場合、選考結果と合わせて関係資料（助成金請求書と実施報告書）を送付します。

12 助成金交付

助成金請求書の提出をもって助成金交付の手続きを行います。

毎月10日まで（10日が休日の場合はその前日まで）に助成金請求書を提出いただいた場合、25日に地区社会福祉協議会の指定口座へ振り込みます。（金融機関の休業日が重なる場合は、翌営業日となります）

13 実施報告

本助成の交付を受けたもの（地区社協会長及びサロン代表者）は、事業実施後速やかに実施報告書及び必要書類を添えて市社協会長に提出してください。

〔報告期限：12月末日〕

14 活動報告

1年間の活動が終了した後、活動報告書を提出してください。

活動報告書は別途、送付します。

なお、市社協の「ふれあい・いきいきサロン事業助成金」の交付を受けている場合、活動報告書の提出は不要とします。

15 助成金返還

事業の完了に伴い、すでに交付した助成金を精算し、余剰金が生じた場合には、助成金返還届を添えて市社協会長に返還してください。

16 個人情報の取り扱い

申請書等に記載された個人情報は、本助成事業における連絡や助成団体一覧表の作成以外には使用しません。